

## 玉野市地域防災計画（素案）に関するパブリックコメントの実施結果について

- 1 実施期間 令和5年2月3日(金)～2月24日(金)
- 2 閲覧場所 玉野市ホームページ、市役所2階情報公開室、各市民センター等行政情報コーナー
- 3 応募結果 本件のパブリックコメントの募集に対して2名から意見が提出された。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
1-1	<p>津波への備え</p> <p>津波発生から到達までの2～3時間を活用し素早く避難する訓練をしておくことが重要と考えます。</p> <p>①発生した津波の大きさをいち早く入手し玉野到達時の高さを予測判断することが不可欠です。そのために気象庁が発表する一般情報に頼ることなく独自でその情報をいち早く入手できる手段を確立しておくことが必須です。</p> <p>②入手した津波の大きさ到達時間をもとに避難の方法（連絡すべき地域、施設、どの高さのところまで避難するか）を決めておいた地域の責任者、施設の責任者に確実に連絡する連絡網の確立と連絡の訓練が必要。</p>	<p>本市では、岡山气象台とのホットラインを活用し、きめ細やかな防災気象情報の収集に努めております。なお、気象庁からの緊急的な情報については、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を通じて、休日夜間を問わず、防災行政無線、防災メールマガジン、玉野市LINE公式アカウント等と自動連動させ、市民への情報発信を行っております。</p> <p>また、毎年実施予定の、全市一斉防災訓練などを通じて、ご指摘の地域との連携や、自主防災組織の体制強化などに取り組んでいるところであります。</p>
1-2	<p>上水道施設の備え</p> <p>玉野市は水を他の地域から貰っています。その導水路、導水管が破壊され水が来なくなることが予測されます。</p> <p>導水路の復旧は玉野市自ら行う事が必須となるでしょう（倉敷市、岡山市も当然被害に遭っているため自分たちの復旧第一であり玉野市のことはその次になることは必定です）。</p> <p>導水路の復旧には資機材と専門の技術者が必要です。</p>	<p>現在、本市は必要となる水量のほぼ100%を岡山県南部水道企業団（以下、「企業団」という。）からの受水で賄っています。ご指摘の導水管や市内各地にある配水池までの送水管については、企業団の管理であるため、企業団が復旧することとなります。</p> <p>また、災害時には日本水道協会岡山県支部を通じて県内水道事業者間で相互応援を行うこととなっており、必要資材についても備蓄状況を共有しております。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>特に、導水管は被災地全部で一斉に必要となり入手が困難になることが予測されます。</p> <p>従って、事前に必要と判断される数量を備蓄しておくことが重要です。</p>	
1-3	<p>下水道の備え</p> <p>二つの場合が想定される。</p> <p>その1. 浄化設備が壊滅的被害を受けた場合・・・復旧の方法が予想つかない 絶望的です。</p> <p>2. 浄化設備は被害が少なく下水路、下水管が破壊された場合 上水道と同じく、資器材の調達が困難になることが予想される。</p> <p>したがって、適切な量の備蓄が不可欠です。</p>	<p>1. について、浄化設備は、反応槽はもちろんのこと、管理棟や汚泥棟などの付帯設備についても耐震化により被害を最小限にとどめるための対策を行っております。</p> <p>2. について、下水道に使用する管路は、主に比較的入手のしやすい塩ビ管やポリ管です。このため、入手が困難な特殊な部品を除き、材料を常備備蓄することは効率的でないと考えております。また、被害を受けた際、上水道のように常時内圧にさらされておらず、破壊の規模が低く抑えられるため、段階的に修繕を行い流路を確保することになります。また、重要な幹線管路などについては総合地震対策計画に基づき管更生を行い、耐震化を図ることで被害を最小限にとどめる努力をいたしております。なお、処理施設の制御に直接影響の出る電機部品等については、予備品の確保に努め、有事における稼働停止の防止を図っております。</p>
1-4	<p>緊急復旧工事作業について</p> <p>専門業者の動員は不可欠です。その専門業者は市内業者に頼らざるを得ないこととなります。他の自治体も同じ状況だからです。</p> <p>そのために、市内専門業者との良好な関係を築いておくことが不可欠ではないのか。</p>	<p>緊急復旧工事作業については、市内の専門業者の協力は不可欠と考えております。そのため、平常時より、岡山県建設業協会玉野支部等と災害時における応急処置等の実施に関する協定を結ぶなど、緊急時の協力体制の強化を図っております。</p>
1-5	<p>以前、上下水道課長と巨大地震に対する備えに関して、意見交換したことがあります。甚大被害を受けた場合は、日本水道協会及び下水道事業団</p>	<p>災害時における市内の配水管、給水管の復旧工事については、日本水道協会に依頼するのではなく、本市が主体となって行うことを想定</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>に復旧工事を依頼するとの回答でした。</p> <p>これは、その時起こる状況を適切に判断しているとは言えないのではないのでしょうか。</p>	<p>しており、日本水道協会には、応急給水を中心とした支援活動を依頼することとしております。下水道施設が甚大な被害を受けた場合は、職員及び管理委託先の総力をあげて復旧に努めますが、業者に依頼をする必要がある場合は施設をよく知る業者に対し緊急修繕を依頼します。</p> <p>なお、日本下水道事業団とは浄化センターやポンプ場についての災害に関する協定を結んでおりますので、それらに大きな被害が出た場合に依頼するものと考えております。</p>
2-1	<p>震災時の初動</p> <p>自身の安全を確保し、揺れが収まったら速やかに消火することであるが、以下の社会情勢の変化による背景もその理由として説明することで啓発・普及はより図られるのではないかと。</p> <p>関東大震災の教訓から、「地震だ火を消せ」との出火防止知識が普及してきたが、現在は火元となるガスコンロやストーブは自動閉栓装置や自動消火装置が働き、消火の必要がなくなっている。一方、揺れの間消火に動いた場合、冷蔵庫や家具などの倒壊による被害にあう懸念があり注意が必要である。</p> <p>出火防止</p> <p>第2部第1章第2節 1-3-2 (1) 市民が行う家庭での出火防止対策で</p> <p>1) 火気器具は揺れが収まったら速やかに消火する。</p> <p>2) 避難の際はガスの元栓を閉め、電源ブレーカーを遮断する。</p> <p>とあるが、阪神・淡路大震災の教訓から、通電火災を防止するため電源ブレーカーを遮断するとしての方がより周知が図られるのではないかと。また、</p>	<p>地域防災計画（以下「本計画」という。）は、市が実施する防災業務の基本的な大綱を示す計画であるため、その性質上、主な取組内容の記載にとどめております。</p> <p>震災時の初動、出火防止、津波避難における詳細な対処方法などにつきましては、市民を対象とした防災出前講座などで、過去の大地震からの教訓を交えながら、普及・啓発を図っております。</p> <p>ご意見を参考に、今後も普及・啓発に努めてまいります。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>【資料編】1-2-8 (P32) で「3 初期消火に全力をあげること」とあるが、震災後の初期消火については、揺れが収まった後、初期消火を行うが、炎が天井まで達したら、消火活動をやめて屋外に退避することも併せて啓発すべきではないか。</p> <p>津波避難</p> <p>【資料編】1-2-8 (P32) で「強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること」とあるが、より具体的に「強い揺れ（震度4以上）や弱くても1分以上長い揺れがあったら迅速かつ主体的に津波から避難すること」と変更すべきではないか。</p> <p>以上をまとめると、震災後の初動としては以下のようなと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・震災後はまず自身の安全を確保すること</li> <li>・揺れが収まったら自動消火されていない火器類を速やかに消火すること</li> <li>・出火した場合、揺れが収まった後、初期消火に努めるが、炎が天井まで達したら、消火活動をやめて屋外に退避すること</li> <li>・強い揺れ（震度4以上）や弱くても1分以上長い揺れがあったら迅速かつ主体的に津波から避難すること</li> </ul>	
2-2	<p>第1部第1章第4節用語の定義で避難場所と指定緊急避難場所について定義があるが、主な相違点は何か明示すべきではないか（避難場所：災害の・・・場所で、指定緊急避難場所および切迫した災害に対して安全な近隣の公園や高台、ビル・施設も含む等）。同じく避難所と指定避難所についても主な相違点について明示すべきと考えます。また、本計画では指定</p>	<p>それぞれの役割、主な相違点については、今回改訂する防災ハザードマップで明示しているほか、引き続き、市ホームページや広報紙、防災出前講座等で市民に周知を図ってまいります。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	緊急避難場所と指定避難所の相違について市民に周知するとしているところ（P2-48、P2-56）、主な相違点について明示すべきではないか。	
2-3	第2部第1章第2節4いざという時の避難に備える4-1-2対策で（1）避難所及び避難経路、危険箇所の把握について、災害時にまず避難するのは避難場所若しくは指定緊急避難場所であり、避難所ではないので修正の必要があるのではないか。 また、（5）自主的な避難所の運営では、「（前略）女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努める」とあり、避難所と避難場所の混同がみられる。	ご指摘のとおり、前段は、「避難所」を「避難場所」に、また、後段は、「避難場所」を「避難所」に修正いたします。
2-4	第2部第2章第1節1-1基本方針で「さらに、一時避難において多くの市民が利用する避難所については、（後略）」とあるが、一時避難するのは避難場所、指定緊急避難場所であり、誤用ではないか。	ご指摘のとおり、「一時避難」を「避難」に修正いたします。
2-5	第2部第2章第1節1-2-1（4）あんしん避難所の整備とあるが、あんしん避難所の定義は何か。また、そもそも誰もが安心して利用できない避難所は避難所となりえないのではないか。	過去の経験を踏まえ、非構造部材の耐震化等も図られた、だれもが安心して利用できる避難所と考えております。
2-6	第2部第2章第9節2-2-1（1）指定緊急避難所の指定・周知で「指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。」とあるが、両者の役割の相違点についてご教示ください。	指定緊急避難場所については、「一時的に難を逃れるために緊急に避難する場所」、指定避難所については、「被災者等が一定期間滞在する場所」となります。
2-7	第2部第1章第1節2-2対策で「避難場所や指定避難所、避難路を指定し、（中略）避難場所や避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い（後略）」とあるが、避難路等を示す津波ハザードマップは本計画に併せて作成されるのか。	本計画に併せて市が作成する防災ハザードマップは、避難場所・避難所は明示しておりますが、避難路等は示しておりません。本市では、各地域の自主防災組織等において、避難経路や危険箇所などを示した「地区防災マップ」を市の助成制度を活用し作成していただくようお

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
		願っているところです。
2-8	第2部第2章第7節1-2-2(2)津波災害警戒区域等の指定で「(前略)、指定緊急避難場所や避難路(中略)を印刷物の配布等により市民等に周知する。」とあるがどのように行っているのか。	本市では、防災ハザードマップを、市内の全世帯に配布しており、防災出前講座などにおいて、周知に努めております。また、自主防災組織等が作成した地区防災マップについては、地区内の住民に配布されております。
2-9	第2部第2章第9節1避難方法1-1基本方針で「市長は、あらかじめ避難経路について複数ルートを確認しておくとともに、(中略)市民等への周知を図る(後略)」とあるが、市民への避難経路の周知についてはどのように行うのか。	避難経路の周知については、市民を対象とした防災出前講座などにおいて、防災ハザードマップや地区防災マップなどを活用し、周知に努めております。
2-10	第2部第2章第7節1-2-2(1)津波に強いまちの形成で「(前略)徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ(後略)」となっているが、徒歩避難原則に加えて、同第9節1-2-1避難計画では「避難方法に関しては(中略)、車両での避難等も含め(後略)」、同(2)津波避難誘導計画で「(前略)やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には(後略)」や(第3部)第2章とあるところ、地域の実情を踏まえつつ、自動車による避難等と自動車避難にも言及しておくべきではないか。	本計画第2部第1章第1節1-2-2において、自動車を活用した避難訓練の実施について記載しており、状況と実情に応じた避難行動について啓発しているところであります。
2-11	玉野市南海トラフ地震防災対策推進計画(素案)第4章第4節(1)避難指示等の対象区域の7)その他避難に関する注意事項(集団避難(中略)、車の使用の禁止等)とあるが、津波からの避難については、東日本大震災の釜石の奇跡といわれた「津波てんでんこ」の教訓に鑑み、集団避難で良いのか。また、前述の車使用の禁止等は前述の自動車避難の対応と矛盾しているのではないか。	ご指摘の、その他避難に関する注意事項は、一般的に考えられる様々な手法・手段を掲げており、住民等には、実際の状況に応じた、適切な避難の方法を周知してまいります。
2-12	玉野市南海トラフ地震防災対策推進計画(素案)第8章2地域住民等に対	ご指摘の、避難の方法については、第8章2地域住民等に対する教

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>する教育の 8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識とあるが、避難の方法（原則、徒歩、自動車避難許容地域かどうか）も追記すべきではないか。</p>	<p>育の 4) に記載の「避難行動」に関する知識に含まれるものと考えております。</p>
2-13	<p>第 2 部第 2 章 8 節 1-2-1 (1) 指定緊急避難場所の指定で「指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及び二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。」となっているが、現行の津波ハザードマップでは避難施設の耐震性は考慮されていないとなっており、更には土砂災害警戒区域内に立地するものが多数あり、南海トラフ地震の場合は二次災害の危険が大いにあり、早急に改善が必要ではないか。</p> <p>また、「指定緊急避難場所は、(中略)、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、(後略)を有する施設とする」とあり、開設行為を経て避難する指定避難所とは異なり、発災後自由かつ速やかに避難できなければならないが、迅速な開放体制としてどのような管理体制等を想定しているのか(一部自治体で採用されている震度による出入り口の自動開錠装置等)</p>	<p>指定緊急避難場所の指定については、指定緊急避難場所の指定に関する手引き (H29. 3 内閣府) に基づき指定しており、地震・津波に対応した避難施設の耐震性は考慮しているところであります。</p> <p>また、災害発生時の指定緊急避難場所の運用については、二次災害の危険性を考慮した開設場所の選定、より迅速な開設が実施できる体制づくり等に努めております。</p>
2-14	<p>第 2 部第 2 章第 9 節 2-2-1 指定避難所の指定・周知で「(前略) 避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、」とあるが、南海トラフ地震と現行の玉野市の耐震化率に鑑み、余震での倒壊を恐れた市民が指定避難所に避難し、感染症対策にも鑑み、収容人数を大幅に上回ることが想定され、野外天幕、仮設住宅、近隣民間施設の借り上げ等による避難所仮設も良いが、先進的な指定避難所への自動車避難や宇野港を活用した旅客船を指定避難所とする場合の船会社との協定等につい</p>	<p>現在、本市では、民間施設との協定締結による避難所等の拡充に取り組んでおります。</p> <p>今後も引き続き、いただいたご意見や他の自治体の先進的な取組も参考に、多様な方法で避難所の確保に努めてまいりたいと考えております。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>て検討を行うべきではないか。</p> <p>また、旅客船を指定避難所とする方法については、姉妹都市である中央区や磐田市が首都直下地震や南海トラフ地震で被災した避難市民受け入れの応援としても有効であり、実現すれば先進的な取組となるであろう。なお、指定避難所への自動車避難については、現実的には避難所に自動車避難し、車中泊している場合も多数あるが、第3部第2章第3節2指定避難所の設置 2-1 基本方針で「また、指定避難所の収容力の不足などが想定される地域においては、他の公共、民間施設の借上等により（後略）」とあるが、収容力の不足の解消を目的として地域防災計画で取り組んでいる自治体は少なく、かなり先進的な取組であるといえる。</p>	
2-15	<p>第2部第2章第9節 2-2-4 指定避難所設置マニュアルの策定で「(前略)市民への周知を図る。」とあるが具体的にはどのように周知を行うのか(茅ヶ崎市では小学校単位で各自治会で開設から運営まで行うための必要な事項が記載されたマニュアルをHPに掲載しています。)</p>	<p>避難所運営に必要な事項を記載した、玉野市避難所運営マニュアルを玉野市ホームページに掲載し、周知を図っております。</p> <p>また、地域と連携した避難所運営訓練なども実施していく予定であります。</p>
2-16	<p>第2部第2章第9節 3-2-2 避難者の自治体制で「指定避難所の運営に当たっては、(中略)在宅避難者を含めた避難者の状況把握(後略)」とあり、指定避難所の収容力不足を補う上で在宅避難は重要であると思うが、状況把握は誰がどのように行うことを想定しているのか。</p>	<p>在宅避難者の把握については、玉野市避難所運営マニュアルに基づき、町内会や自治会などの役員や民生委員・児童委員に協力してもらい、戸別に見回りを行うことを想定しております。</p>
2-17	<p>第2部第2章第9節 2-2-1 (2) 福祉避難所の指定・周知で「指定避難所内の(中略)、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。」とあるが、福祉避難所は発災後に指定避難所で過ごすことが困難な要配慮者が発生した場合に開設する2次的避難所との取り扱いとなっているのか。その場合は福祉避難所を開設する手順はどのようになっているのか(南相馬市で</p>	<p>ご指摘のとおり、すこやかセンターについては、土砂災害警戒区域に立地しているため、現在、福祉避難所の指定を取消しております。</p> <p>現在は、民間の福祉施設との協定により、福祉避難所の拡充に努めており、今後、個別避難計画の作成を進めていく中で、利用者(避難者)と福祉施設のマッチングを行ってまいります。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>は保健師が指定避難所を巡回し、適宜、災害対策本部に報告の後、福祉避難所が開設される手順となっている等)。また、「福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう(中略)受け入れ対象者を特定して公示する。」となっているところ、玉野市で公示されている福祉避難所は、玉地区のすこやかセンターのみで、土砂災害を除く指定緊急避難場所兼指定避難所として指定され、ハザードマップにも同様に明記されているので、受入れを想定していない避難者が避難してきて、熊本地震の時のように近隣住民も避難し、福祉避難所としての活用が進まないのではないかと。なお、同センターは土砂災害警戒地域区域に立地しており、震災後の状況によっては福祉避難所が開設できない可能性があるのではないかと。</p>	<p>また、本市でも、災害対策本部に保健師を配備しており、状況に応じて、巡回や福祉避難所への斡旋などを行う予定としております。</p>
2-18	<p>第2部第1章3節1-2-4福祉避難所の確保で「(前略)拠点的な福祉避難所の指定を行う。」とあるが、対象となる老人福祉施設や障害者支援施設とは事前に協定などを結んでいるのか。また、協定を結んだ施設について事前公示は行うのか。</p>	<p>現在、本市では、10箇所の福祉施設と、福祉避難所利用の協定を締結しておりますが、災害対策基本法に基づく、指定福祉避難所として、事前公示を行っている施設はございません。</p>
2-19	<p>第3部第4章第1節1-2(2)迅速な避難で「(前略)発災時においては本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し(後略)」とあるが、発災後事後的に同名簿の情報をどのように展開することを想定しているのか。</p>	<p>発災後、速やかに、避難支援や安否確認が行われるよう、消防本部、警察等関係機関に名簿を提供することを想定しております。</p>
2-20	<p>【資料編】第1章第2節2-15避難行動要支援者名簿作成時の留意事項で対象範囲について、要配慮者から妊婦や小児が外れているのは何故か。玉野市総合計画の「希望をもって安心して子育てできるまち」に反しているのではないかと。また、字句について、障害者は「障がい者」とするのが良</p>	<p>避難行動要支援者名簿の対象者として、一律に、妊婦や子どもを登載するのではなく、自主防災組織・自治会等が支援の必要を認めた者を登載できることとしております。なお、「障がい者」の表記を用いることについては、今後、福祉部門と検討してまいりたいと考えてお</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	いのではないか。	ります。
2-21	<p>前述の課題にも鑑み、先進的で地域防災の目玉ともなりうる以下の2つの避難訓練を提案する。第2部第1章第1節1-2-2自主防災組織の防災訓練で、要配慮者の津波からの避難などを目的とする「自動車を活用した避難訓練」の検討があるが、地域の実情を勘案しつつその対象範囲を広げることが提案するものである。なお、以下の訓練の実施にあたっては、大学等の研究機関との連携も自動車避難にかかる先行的な取組調査となり、実効性が増すであろう。また、賞味期限の近い備蓄品等の供出による炊き出し訓練を行うことで、避難生活の一端を実地で市民が経験するとともに地域コミュニティの活性化にもつながるであろう。</p> <p>(1) 大崎地区の指定緊急避難場所までの自動車による津波避難訓練について</p> <p>(2) 田井地区の自動車での指定避難所への避難訓練について</p>	<p>防災訓練について、ご意見を参考とさせていただきながら、個々の訓練計画などでは、様々な工夫をこらした地域ぐるみでの訓練の実施を検討してまいります。</p>
2-22	<p>第1部第1章第1節計画の目的および基本理念等で「「減災」の考え方を防災の基本理念とし」とあるが、本来防災と減災については別物と思われるので、それぞれの定義をご教示ください。</p>	<p>「防災」については、災害対策基本法第2条第2項に規定されているとおり、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ること。」であり、また、「減災」は、「自然現象による災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図ること。」と認識しております。</p>
2-23	<p>第1部第1章第2節計画の性格と構成で「本計画は（中略）計画の実効性向上を図るため（中略）の3篇に再編成を行った（後略）」とあるが、各視点に照らしてどのように実効性の向上を図ったのかご教示ください。</p> <p>また、災害対策マニュアル編について今回、パブリックコメントの対象と</p>	<p>今回の計画修正では、これまでの「一般災害対策編」と「地震津波災害対策編」を精査しながら一つの「本編」として再編しております。また、初動対応を迅速に行うため、防災体制の見直し等に併せ、職員向けに、本編の応急対策計画、復旧・復興計画について、担当班（課）</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	なっていないが、同マニュアルは本計画の構成要素となっていることから、開示の上、評価、コメントを求めるべきではないか。	の事務をチェックリスト形式とした、災害対応マニュアルを作成することで、実効性の向上を図っております。なお、災害対応マニュアルは、職員向けのマニュアルであるため、パブリックコメントの募集については行っておりません。
2-24	第1部第3章第2節処理すべき事務又は業務の大綱について、減災の基本理念に鑑み、重要と思われる「指定緊急避難場所の指定、指定避難所及び福祉避難所の指定および開設、避難路及び避難方法の指定」の事項がないのは何故か。	ご指摘のとおり、実施責任欄に「指定緊急避難場所、指定避難所及び福祉避難所の指定を行う。」を追記いたします。
2-25	第1部第5章第2節社会的条件の1-1-4防災上の問題点については一般的記述となっており、玉野市には該当しないとおもわれる事項（高層建築物の出現、交通混雑による交通災害の危険性等）も含まれると思われるので、玉野市に該当する問題点に絞って明示したほうが良いのではないかと。また、重要な課題認識としてコロナ対応を加えるべきではないか。	ご指摘の記述につきましては、玉野市に全く該当しない事項ではないと考えられるため、一般的な記述として現行どおりとさせていただきます。 また、新型コロナウイルス感染症については、本計画の中で、各種対策等において適切に対応するよう修正を加えております。
2-26	第1部第6章第1節災害の想定交通事故の災害想定について、「今後とも交通事故の増加及び、事故の大規模化が懸念される」とする根拠をご明示ください。	本市では、車への依存度が高く、また、高齢化が進む中、高齢者の免許返納が少ない状況であるため、交通事故の増加等が懸念されると考えております。
2-27	第1部第6章第2節過去に発生した主な災害について、台風での死亡災害は玉野市における唯一の死亡自然災害であるから、本計画の目的である市民へのわかりやすい災害リスクの開示に鑑み、原因となった災害（土砂災害）について「特に台風23号では土砂災害により尊い人命が奪われた」と等と明示すべきではないか。 加えて、台風による高潮浸水被害も1990年から2011年までに12回発生（現・玉野市地域防災計画平成26年6月より）していることから災害リ	ご指摘を踏まえ、より具体的な記述に修正いたします。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	スク認識として記載すべきではないか。	
2-28	第1部第7章第1節地震・津波災害対策の基本的方向性 1-1-3 地震と津波への対応の中で「住宅・建築物の耐震診断・耐震改修（中略）が重要である」となるが、玉野市の住宅及び公共施設の耐震化率は61%/72%（平成27年1月現在、玉野市耐震改修促進計画（平成28年3月改定）より）で、全国平均：82%/85%（平成25年現在、南海トラフ地震防災対策推進基本計画フォローアップ結果（令和元年5月）より）に比べて劣後しているところ、最新の耐震化率についてご明示ください。	本市の現状（令和2年12月現在）では、住宅耐震化率は74%、公共施設（多数の者が利用する建築物）の耐震化率は88%となっております。
2-29	また、同章第3節地震・津波災害に関する調査・研究について「（前略）大学等との緊密な連携のもと、被害を軽減するために必要な調査、研究を引き続き進める」とあるが、大学等との連携についてどのように行われているのかご教示ください。	本計画の修正に当たり、監修として、京都大学との連携を行っており、今後も引き続き、大学等との連携を積極的に行ってまいりたいと考えております。
2-30	第2部第1章第1節8 災害教訓の伝承 8-2 対策で「災害に関する石碑やモニュメントの持つ意味を正しく後世に伝え」とあるが、玉野市内にある災害に関する石碑やモニュメント等の所在についてご教示ください。現行そのような石碑等の所在が市内にないのであれば、実態に即した防災教育は行えないのではないか。	今後、市史編纂作業の中で、災害に関する石碑等の確認も行う予定としております。
2-31	第2部第2章第1節1 建物、まちの不燃化耐震化計画 1-2-1（1）防災上重要な建物の不燃化・耐震化の市役所本庁舎については、津波浸水被害の低減対策を講じた場合も本庁舎周辺の液状化の懸念により、市民等の一時的な避難場所や物資の地域内輸送拠点としては不適なので記述を修正すべきではないか。	市庁舎は、市民サービスの中心で、誰にでも使いやすく、安心して利用できる施設であるべきと考えております。地方自治法の規定等も踏まえ、中心市街地に位置する現庁舎敷地が、利便性やまちづくりとの整合性などの観点からも最も適していると考えており、浸水対策や液状化対策を講じた上で、現庁舎敷地内で建て替えることとしております。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
2-32	また、同（２）一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化について、前述のとおり耐震化率は全国平均に比べて大幅に劣後しているところ、さらには玉野市は高齢者の比率が全国平均に比べて高く、耐震改修意欲が乏しいと思われるところ、耐震改修の促進をどのように図っているのかご教示ください。	玉野市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅耐震化についての周知や普及活動、補助等の支援を行い、耐震改修の促進を図っております。
2-33	更には、同（３）天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化の「避難や救助活動上の重要なルートを中心に（中略）啓発を行う」とあるが、玉野市内で同ルート上で改修が必要な場所についてご教示ください。	避難や救助活動上の重要なルートとしては、岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画で定められた緊急輸送道路や、市内主要道路などと考えております。改修が必要な場所について、現時点で、すべて把握できておりませんが、沿道の安全対策については、道路管理者において、順次、対策を図っているところであります。
2-34	第２部第２章第１節１建物、まちの不燃化耐震化計画 1-2-2（６）文化財保護対策の推進の玉野市の防災思想の対象となる文化財の所在についてご教示ください。	文化財の所在については、玉野市ホームページにて、「玉野市文化財地図」を掲載しております。 <a href="https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/35/8265.html">https://www.city.tamano.lg.jp/soshiki/35/8265.html</a>
2-35	第２部第２章第２節１都市施設災害予防計画 1-2（４）防災建築物の整備促進で「公営住宅、学校、病院等の公共建築物の不燃化、耐震化を図る」とあるが、前述のとおり耐震化率は全国平均に比べて劣後しているところ、耐震化をどのように図るのか。 また、同（５）建築物の安全性の確保についての空き家対策で「必要最小限の範囲内で応急措置を行う」とあるが、どのような応急措置を想定しているのか。また、想定している応急措置の実行にあたり条例改正等まで想定しているのか。	公共建築物の耐震化については、玉野市耐震改修促進計画に基づき、対応していく予定としております。 また、空き家対策は、令和２年４月１日に「玉野市空家等の適切な管理の促進に関する条例」を制定し、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす等の危険な状態が切迫していると認める際に、その危険な状態を回避するため、必要な最小限度の措置を講じることとしております。
2-36	第２部第２章第３節 1-1 基本方針で「道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う」とか「橋梁等の耐震性の向上を図るため（中略）、必要な対策を	道路については、市内の主要となる路線の路面調査を行い更新計画に基づき随時修繕を行っております。橋梁については、市内 521 橋の

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	実施する」とあるが、現在、玉野市内には整備や耐震改修が必要な道路や橋梁がどの程度あるのかご教示ください。	点検を5年サイクルで行っており、損傷が認められた橋梁については、随時修繕を行っております。耐震化対策が必要とされる市が管理する橋梁は、緊急輸送道路に指定されている路線に架かる橋梁とし、対象となる橋梁は市内に2橋あります。2橋の内、1橋は耐震構造となっており、耐震化が必要とされる橋梁は、1橋です。橋梁の耐震化については、橋梁の更新時に行う予定としております。
2-37	第2部第2章第3節5ため池5-2対策で「震度4以上の地震が発生した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。」となっているが、点検・調査を誰がどのように実施し、把握するのかご教示ください。	本計画第3部第1章「5市災害対策本部の組織・所掌業務」において、ため池の被害調査及び災害の応急復旧は、農林水産班（農林水産課）の分掌事務としており、職員が点検調査することとしております。 また、必要に応じて、岡山県ため池保全管理サポートセンターの専門技術者の協力を得ることとしております。
2-38	また、同7港湾施設、漁港施設7-2対策で「大規模地震対策の拠点港湾として宇野港」とあるが、液状化の懸念があり拠点港湾としては今のままで不適であり、背後用地の避難場所や防災拠点としても同様に不適であると考えられるが、地盤の液状化対策等は何か計画されているのか。	拠点港湾の宇野港については、耐震強化岸壁として、地盤の液状化対策も含め、国により整備されております。
2-39	第2部第2章第3節8学校施設の5-2対策で学校施設の耐震性確保とロッカー等、転倒物の固定具設置等の予防措置が記載されており、児童・生徒の安全にもかかわることであり100%対応済であると思われるが、念のため現在の学校の耐震化率と転倒物等の固定率についてご教示ください。	学校施設の耐震化率について、非木造施設においては100%を達成しています。なお、木造施設においては、耐震化の代替案として、プレハブ校舎を建設予定です。 また、非構造部材（ロッカー等）の固定率については、正確な把握はできておりませんが、対策が必要な箇所が判明した場合、状況に応じて固定具設置等、安全確保のため適切な予防措置を講じております。
2-40	第2部第2章第3節9公共建築物9-2対策で、市役所本庁舎については前	市庁舎は、周辺施設の利用者や市民の方が一時的に避難できる場所

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>述のとおり、新庁舎で津波浸水被害の低減対策をしても、来庁中の市民等の一時的な避難場所としては限定的に有効であるが、地域住民の避難場所や物資の地域内輸送拠点としては不適であり、記述内容の再考を求めます。</p>	<p>としており、指定緊急避難場所と指定避難所のいずれにも該当しません。</p> <p>また、浸水対策や液状化対策を講じた上で物資の地域内輸送拠点の一つとして活用してまいります。</p>
2-41	<p>第2部第2章第7節1 津波災害予防計画 1-2-2 (1) 津波に強いまちの形成についてで、津波避難について、原則徒歩としているが、玉野市は高齢者比率が高いこともあり、警察・住民等との合意形成による自動車避難の方法についても言及しておく必要があるのではないか。</p> <p>また、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すもあり、高台移転や津波浸水地域の建築制限等が考えられるが、市としてそのためどのような取組をしているのかご教示ください。</p>	<p>状況に応じた、多様な避難行動を周知・啓発するとともに、今後、自動車避難の効果的な方法等について検討してまいります。</p> <p>また、現在、災害リスクの高いエリアにおける開発許可等が厳格化され、市街化調整区域内における50戸連たんによる自己用住宅の開発許可の対象となる区域には、災害リスクの高いエリアを含まないこととしております。</p>
2-42	<p>第2部第2章第7節1 津波災害予防計画 1-2-2 (2) 津波災害警戒区域等の指定について、現在、玉野市には津波災害警戒区域はあるのか、ある場合はどの地区が該当するのかご教示ください。また、指定緊急避難場所や避難路を市民等に周知するとあり、ハザードマップに避難路の記載は見当たらないが、どのような方法で周知しているのか。加えて現在、避難促進施設は玉野市内に所在しているのか、所在している場合は避難確保計画の作成や避難訓練の実施についてどのように助言または勧告等を行っているのかご教示ください。</p>	<p>本市は、津波災害警戒区域に指定されておらず、同区域内の施設を対象とする避難促進施設はございません。</p> <p>また、指定緊急避難場所や避難路の周知については、市民を対象とした防災出前講座や自主防災組織等による地区防災マップの作成などにおいて、周知に努めております。</p>
2-43	<p>第2部第2章第7節 1-2-3 (1) 施設の整備について、「行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、(中略) 中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。」とあるが、これに反して新庁舎を津波浸水地域に建設しようとするのは何故か。また、「庁舎、警察署等災害応急</p>	<p>本計画第2部第2章第7節 1-2-3 (1) 施設の整備では、今後、取り組むべき一般的な考え方を記述しております。市庁舎についての考え方は、No. 2-31 でお答えしたとおりです。</p> <p>また、玉野警察署については、現在、老朽化対策と一体的に今後の</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。」とあるが、玉野警察署は津波の浸水及び液状化の懸念がある地域に立地していると思うが、どのように万全を期しているのか。</p>	<p>方向性を検討中と伺っております。</p>
2-44	<p>第2部第2章第9節3-2-1行政側の管理伝達体制について「指定避難所の維持管理体制（中略）についてマニュアルをあらかじめ定めておく」とあるが、指定避難所については、発災後市民が速やかに逃げ込む指定緊急避難場所と異なり、開設行為を経て指定避難所となるので、開設維持管理についてマニュアルを整備すべきではないか。</p> <p>また、同3-2-2避難者の自治体制について、東日本大震災では民間施設が事後的に指定避難所に指定され、その場合の指定する場合の条件やプロセスが課題となったことがあるので、民間施設を事後的に指定避難所に指定する場合の条件やプロセスについて定めておく旨を記載しておくべきではないか。特に指定プロセスの指定権限については、災害対策本部（市長）が考えられるが、発災後の混乱期に災害対策本部で検討・決定することは難しいと思われるので、指定条件を決めて現場レベルに権限移譲し、指定後に災害対策本部に報告する体制が望ましいと思われる。</p>	<p>避難所運営については、必要事項を定めた、玉野市避難所運営マニュアルを作成しております。</p> <p>また、災害対策基本法に基づく、指定避難所の指定は、市が行うものとなっており、あらかじめ、民間施設の避難所利用については、災害対策基本法に基づく避難所の指定ではなく、協定締結による利用の合意形成を図っているところです。</p>
2-45	<p>第2部第3章第1節1-2-4（1）緊急初動班の自主参集の基準について、風水害時の自主参集基準は設けないのか。また、設けない場合の理由はなにか。</p>	<p>緊急初動班は、基本的に地震・津波災害時の初動対応を想定しております。しかしながら、昨今は、線状降水帯による休日・夜間の予期せぬ集中豪雨などのリスクも高まりつつあるため、ご指摘の対応も早期に検討してまいりたいと考えております。</p>
2-46	<p>第2部第3章第1節1-2-5（2）非常体制の職員配備について、発災後、市が最初に行うことは職員の安否確認であると思うが、その記載がないの</p>	<p>職員の安否確認については、ご指摘の「非常体制の職員配備」において「職員の配備状況の把握」として実施するものとなっております。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>は何故か。</p> <p>また、同 1-2-6 市災害対策本部室の確保で、南海トラフ地震の場合に市役所本庁舎は浸水、液状化の影響により機能に支障が生じる可能性が高いと考えられるが、その場合の代替本部室はどこに設け、本庁舎との比較でどの程度の機能を有しているのか。</p>	<p>また、災害対策本部の代替施設は、高台に移転した消防庁舎内に設けることとしており、本庁舎と同等程度の機能を有しております。</p>
2-47	<p>第 2 部第 3 章第 1 節 1-2-7 (4) 応援体制の整備の飲料水の調達について、一部の自治体で実施している防災井戸の指定は行わないのか。</p>	<p>飲料水の調達における防災井戸の指定について、検討しましたが、現時点では、安定した水質や水量の確保、くみ上げポンプの停電対策等の課題もあるため、困難なものと考えております。</p>
2-48	<p>第 2 部第 3 章第 2 節 1-2-1 (1) 防災関係機関の通信手段の整備で「災害時に孤立する可能性がある集落等」とあるが、玉野市内にそのような集落が所在しているのか。</p>	<p>孤立する可能性がある集落については、特定できるものではなく、離島や道路施設の寸断など災害状況による発生を想定しております。</p>
2-49	<p>第 2 部第 3 章第 3 節 5 公衆衛生活動で主な担当課の該当なしとなっているが、誰が県に専門チームの被災地派遣を要請するのか。</p>	<p>県への派遣要請については、本計画第 3 部第 4 章第 8 節 3 公衆衛生活動に記載のとおり、健康増進班としております。</p>
2-50	<p>第 2 部第 5 章第 1 節 1-2 対策で「荒廃地及び山地災害危険地区等」の定義は何で当該地区等は本計画のどこに記載されているのか。</p> <p>また、玉野市内に流木補足式治山ダムや防災林造成が必要な箇所があるのか。</p>	<p>山地災害危険地区の定義は、林野庁が定めた山地災害危険地区調査要領に基づき調査し、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれのある箇所を示したものです。本計画には当該地区を掲載しておりませんが、玉野市統合型GISで周知しております。また、流木補足式治山ダムや防災林造成が必要な箇所は現時点ではございません。</p>
2-51	<p>第 2 部第 6 章第 4 節 1-2 (2) 警報伝達の徹底、同 (4) 火入れ指導の徹底で火災警報等の発令や火の使用の制限は市民にどのように周知徹底されているのか。</p>	<p>火災注意報の発令基準及び火の使用制限並びに周知の方法は玉野市消防告示で、火災警報の発令基準は玉野市火災予防規則で定められており、火の使用制限は玉野市火災予防条例で定められております。</p> <p>なお、周知の方法は、災害対策基本法及び消防法に定められており</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
		<p>ます。具体的には、懸垂幕、車両での広報、報道機関への依頼及び打鐘、サイレンや旗により周知することとなっております。</p>
2-52	<p>第3部第1章第3節1-2(5)外国人向けの情報提供について、「迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める」とあるが、具体的にどのような環境整備や体制の構築を考えているのかご教示ください。</p>	<p>外国人向けの迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備については、岡山県と連携し情報提供体制の構築を進めてまいりたいと考えております。</p>
2-53	<p>第3部第2章第1節1-1基本方針で「被災ペットの保護収容等については、(中略)必要な措置が行えるよう努める」とあるが、保護収容の基本方針について明示すべきではないか(飼い主帯同指定避難所避難やペット保護収容を可とする指定避難所の指定等)。</p> <p>また同章同節1-2(1)救助活動で「サイレントタイムの設定」について、マスコミのヘリコプター等への規制にあたり、条例などの制定による強制力のある設定、若しくはお願いベースの設定のいずれを考えているのか。</p>	<p>被災ペットの保護収容については、県と連携し対応することとなります。ご指摘の、指定避難所におけるペットスペースの確保・運用については、貴重なご意見として受け止め、今後検討してまいりたいと存じます。</p> <p>また、「サイレントタイムの設定」につきましては、現在、総務省消防庁において、ルールの確立を検討中とお聞きしております。本市においても現場の要請に基づいて、各関係機関と連携し、人命救助という活動の観点からマスコミ等に対しても協力を依頼してまいりたいと考えております。</p>
2-54	<p>第3部第2章第3節1-2-1(3)発令基準4)津波で警戒レベル5緊急安全確保について基本的に発令しないのは何故か。緊急安全確保については指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合等に発令されると思われるが、津波の場合も発災後の時間経過により津波の到達時間が切迫してきた場合は垂直避難等により緊急安全確保する必要があると思われる。なお、津波が2m以上の浸水深となる地域では木造家屋の場合流される可能性があり、自宅の垂直避難等では危険を回避できない可能性が高いので事前に住民に周知しておくことも必要ではないか。</p>	<p>津波に関する避難情報の発令については、「避難情報に関するガイドライン(内閣府)の発令基準の設定(津波)」において、「どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。」とされております。</p>

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
2-55	第3部第2章第3節3 指定避難所の運営体制(4) 保健・福祉面での対応について「(前略) 避難所救護センターを設置する」とあるが、どこに設置することを想定しているのか。	健康増進班を窓口として、医師会や保健師等による支援体制を構築することを想定しております。
2-56	第3部第2章第4節2-2(4) 帰宅困難者対策について、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の対応として、宇野駅、宇野港周辺に多数の旅行滞留者が発生した場合の対応として、どこに收容することを想定しているのか。	災害の種別に応じて、近隣の指定避難所等に收容することを想定しております。
2-57	第3部第2章第8節1-2(1) 貯木場における措置について、現在、措置の玉野市内に貯木場は存在しているのか。また、存在する場合、管理者は公共か民間か、若しくは両方かご教示ください。	宇野港田井地区に原木保管を目的に整備された貯木場があり、岡山県が管理を行っております。現時点で原木の取扱はありませんが、港湾計画上、貯木場としての用途は変更されていないため、本計画に含めております。
2-58	第3部第4章第2節風評・パニック防止対策計画1-2(1) 発生防止対策について、被害状況によっては定期的な貼紙や車両巡回による広報手段は利用できない可能性が高く、防災無線やSNS利用の手段も検討の上、取組む必要があるのではないかと。また、同(2) 風評解消対策については、社会情勢に鑑み、SNS対策に取り組むべきではないかと。	風評・パニック防止対策については、必要に応じて、防災行政無線やSNS等による広報も実施してまいります。また、風評解消対策においては、ご指摘のSNS対策も検討してまいりたいと考えております。
	<b>玉野市地域防災計画【資料編】</b>	
2-59	第1章第1節1-2-1 南海トラフを震源とする地震(3) 前提条件で、火災被害について、ストーブやガスコンロを使用している季節・時間帯の被害が大きくなるとなっているが、玉野市の想定震度5強から6弱の場合は耐震消火装置及びガス栓の閉栓装置が働き出火の可能性は低くなっており、現在の社会情勢を踏まえた記述となっているといえるのか。ただし、耐震消火装置のない古いストーブや卓上コンロについては出火の原因となり、	この前提条件は、岡山県地震・津浪被害想定調査報告書(平成25年7月)に基づいた、岡山県地域防災計画(地震津浪災害対策編)に準じて記述しておりますが、その内容について、ご指摘のような見直し・修正等があれば、適切に対処していく予定としております。

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	市民への注意喚起は必要であるが被害は限定的といえる。	
2-60	第1章第1節1-2-3(1)地震による被害で「建築物の耐震性、耐火性は(中略)、着実に向上している。」とあるが、前述のとおり耐震化率は全国平均に比べて大幅に劣後しているところ現行の耐震化率は何%か。	本市の耐震化率については、住宅74%、特定建築物(多数の者が利用する建築物)74%、特定建築物(危険物の貯蔵または処理場の用途に供する建築物)61%、市有建築物48%となっております。 (令和2年12月現在)
2-61	第1章第1節1-2-4玉野市の液状化危険度分布図で玉野市役所は液状化危険度が極めて高い、一番危険度が高いエリアにあり、新庁舎も同エリアに建設予定であるが、南海トラフ地震時の災害対策の機能分散を踏まえた規模や立地案を再検討すべきではないか。	岡山県が作成した液状化危険度分布図によれば、県南部は沿岸部や干拓地が多く、ほぼすべての県南自治体において液状化のリスクがあります。本市においても、沿岸部のみならず、内陸部でも液状化の危険性を抱えております。 災害対策の機能分散については、高台に移転した消防庁舎と連携し、機能を相互に補完することとしております。
2-62	第1章第3節3-7津波警報・注意報の分類ととるべき行動について、津波の高さを基準とした「想定される被害ととるべき行動」が述べられているが、ハザードマップの浸水深を基準としたものも付記すべきではないか(浸水深30cmで死者が発生し、1mで逃げ遅れた人はほぼ全員が死亡するので浸水域外に避難してください。また、2m以上では木造家屋も流出するので津波の指定緊急避難場所、津波避難ビルや高台に避難してください。等)	ご提案につきましては、市民を対象とした防災出前講座などにおいて、防災ハザードマップや啓発チラシ等を活用し、周知に努めてまいります。
	<b>玉野市南海トラフ地震防災対策推進計画</b>	
2-63	第4章第1節津波からの防護で「津波より孤立が懸念される地域へのヘリポート、ヘリコプター臨時発着場の整備方針及び計画を定める。」とあるが、市庁舎地域を除きそのような地域があるのか。	市内で、津波により孤立が懸念される地域については、沿岸部及び離島などが考えら、あらかじめ、公園や駐車場などを使用するヘリコプター臨時離着陸場を設けております。
2-64	第4章第4節(2)避難計画に「外国人、出張者等に対する避難誘導等の	外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応については、今後の課

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	対応について定める。」とあるが、どこにどのように定めているのか。	題として、取り組んでまいりたいと存じます。
2-65	第4章第7節1道路で「交通規制を行うとともに事前に周知徹底を図る」とあるが、発災後どのように交通規制し、事前にどのように周知するのか（ハザードマップに交通規制エリアを付記する。等）。	地域防災計画本編、第3部第2章第4節2交通の確保計画（1）陸上交通の確保のとおり、関係機関と協議し、道路管理者等により交通規制を行います。周知については、県警察及び市災害対策本部等により、交通規制の状況等の広報活動を実施することとしております。
2-66	第5章第3節10（2）海上で「津波に対する安全性に留意する」とあるが、何をどのように留意して安全性を確保するのか。	本計画第4章第7節2海上の主な取組みに記載したとおりですので、ご確認ください。
2-67	第5章第3節11（1）不特定かつ多数の者が出入りする施設で「②入場者等の安全確保のための退避等の措置」について、施設にとどまるのか退避するのかの判断は誰が行うのか（災害対策本部若しくは各施設の責任者等）。	基本的には、最高責任者である災害対策本部長（市長）が判断するものでありますが、緊急的な判断を要する場合は、災害対策本部長の責任のもと、各施設の管理者が判断するものと考えております。
2-68	第5章第3節12 滞留旅客等に対する措置で、滞留旅客等の避難所は地域住民と混在することを想定しているのか、それとも別途、滞留旅客の避難所を設置することを想定しているのか。	滞留旅客等の避難所については、地域住民と同じ避難所に避難することを想定しております。
2-69	第6章1施設整備の方針で「地震防災緊急5箇年計画において」とあるが、5箇年の対象年と現状の進捗状況をご教示ください。	昨年3月に岡山県が作成しました「地震防災対策緊急事業五箇年計画」の対象年度は令和3年度～7年度であり、本市に関する事業の実施予定年度は、令和4年度以降となっております。詳細については、岡山県ホームページをご参照ください。 <a href="https://www.pref.okayama.jp/page/511950.html">https://www.pref.okayama.jp/page/511950.html</a>
2-70	第8章4相談窓口の設置で「(前略) 窓口を設置するとともに、その旨周知を図る」とあるが、本窓口はどこに設置されているのか。	平常時の相談窓口は、危機管理課としております。また、発災後は、災害対策本部を設置し対応いたします。
2-71	第9章で「晴れの国おかやま生き生きプラン」に（中略）、重点施策に取り組み、その数値目標の達成を目指す。」とあるが、現在の達成状況をご	岡山県の「晴れの国おかやま生き生きプラン」では、行動計画（令和3年度～6年度）として、「防災対策強化プログラム」を掲げ、重点

No.	意見の概要	意見に対する市の考え方
	<p>教示ください。</p>	<p>施策に係る数値目標を設定しております。</p> <p>その指標の達成状況ですが、岡山県のホームページにおいて、施策評価シートが以下のとおり公表されております。</p> <p>※主な指標と実績（令和3年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハザードマップの確認を行っている県民の割合 目標値（31.9%）、実績値（38.0%）、達成率（119.1%）</li> <li>・自主防災組織率 目標値（88.7%）、実績値（87.9%）、達成率（99.1%）</li> <li>・スマホアプリ等を通じて防災情報を入手する県民の割合 目標値（26.8%）、実績値（30.5%）、達成率（113.8%）</li> <li>・河道内整備の実施延長 目標値（55km）、実績値（53km）、達成率（96.4%）</li> </ul> <p>（参考）岡山県ホームページ</p> <p>○晴れの国おかやま生き生きプラン <a href="https://www.pref.okayama.jp/page/706824.html">https://www.pref.okayama.jp/page/706824.html</a></p> <p>○防災対策強化プログラム 行政評価シート（2021年度実績） <a href="https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/334928.pdf">https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/334928.pdf</a></p>